

# 公益社団法人日本グライダークラブ定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本グライダークラブ(以下「本クラブ」という。)と称する。

2 英文名では、Nonprofit Corporation, Japan Soaring Clubと表記する。

(事務所)

第2条 本クラブは、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本クラブは、従たる事務所を群馬県邑楽郡板倉町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本クラブは、青少年を始め、大空に憧れを抱く者に対し、体験搭乗及び操縦・整備技術などの指導・教育を通し、航空知識の普及とこれらの伝承を行うと共に国際交流を行い、グライダースポーツ文化の向上・振興を図り、もってわが国グライダー界の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) グライダーの啓蒙・啓発・普及に関する事業

(2) グライダー及び曳航機の操縦技術の向上及びその指導者の養成

(3) グライダーの操縦技術、整備技術等、及び安全運行・事故防止対策に関する研究並びにその施策

(4) グライダー及び関係する装備・計器などの設計・制作・整備・修理・改造

(5) この事業に必要な機材、施設、設備などの整備、及び人材の養成

(6) その他本クラブの目的を達成するために必要な事業

2 前項第1号の事業は、群馬県板倉滑空場で、その他の事業は、日本全国において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本クラブに次の会員を置く。

(1) 正 会 員 本クラブの事業に賛同して入会した個人

(2) 団体会員 本クラブの事業に賛同して入会した団体

- (3) 賛助会員 本クラブに一定の寄付をし、理事会の承認を得た個人または団体
  - (4) 名誉会員 本クラブ又はグライダー界に功労があり、理事会の承認を得た者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本クラブの会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対して権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、理事長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を理事長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 本クラブの事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を怠り、理事会の督促にも拘らず支払いの履行をしなかったとき。
  - (2) 総正会員が同意したとき。
  - (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 2 会員が前項によりその資格を喪失したときは、本クラブに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本クラブは、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費はこれを返還しない。

## 第4章 総 会

### (構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成し、法人法上の社員総会とする。

### (権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

### (開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

### (招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (招集通知)

第15条 総会を招集するには、開会の1週間前までに通知しなければならない。ただし、正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができるときは、2週間前までに通知しなければならない。

### (議 長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、当該総会において選出された者がこれに当たる。

### (議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

( 決 議 )

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ( 1 ) 会員の除名
- ( 2 ) 監事の解任
- ( 3 ) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- ( 3 ) 定款の変更
- ( 4 ) 解散
- ( 5 ) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

( 議決権の代理行使等 )

第19条 正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。

2 総会に出席しない正会員は、理事会の決議によって書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

3 前2項の議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

( 決議の省略 )

第20条 理事又は正会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

( 議事録 )

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人2人は、前項の議事録に署名する。

## 第5章 役 員

( 役員の設置 )

第22条 本クラブに、次の役員を置く。

- ( 1 ) 理事 6名以上10名以内
- ( 2 ) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を専務理事及び1名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

( 役員の選任 )

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 本クラブの理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数( 現在数 )の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 本クラブの監事には、本クラブの理事( 親族その他特殊の関係がある者を含む。 )及び本クラブの使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

( 理事の職務及び権限 )

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本クラブを代表し、その業務を執行し、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本クラブの業務を分担執行する。
- 3 理事長、専務理事及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

( 監事の職務及び権限 )

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本クラブの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

( 役員の任期 )

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。また、増員により選任された理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

( 役員の解任 )

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

( 役員の報酬等 )

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

( 役員の実任免除等 )

第29条 本クラブは、役員の実任免除法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本クラブは、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

## 第6章 理 事 会

( 構 成 )

第30条 本クラブに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

( 権 限 )

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- ( 1 ) 本クラブの業務執行の決定
- ( 2 ) 理事の職務の執行の監督
- ( 3 ) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

( 開 催 )

第32条 理事会は、3箇月に1回以上で毎事業年度4回以上開催する。

( 招 集 )

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

( 決 議 )

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が

出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会においては、代理人及び書面による議決権の行使を認めない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本クラブの事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本クラブの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会

員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- ( 1 ) 監査報告
- ( 2 ) 理事及び監事の名簿
- ( 3 ) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- ( 4 ) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

( 公益目的取得財産残額の算定 )

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

( 長期借入金 )

第41条 資金の借入れをしようとするときは、返済期間が1年以上の長期の場合又は当該事業年度の収入予算額を超える借入金の場合は、総会の決議を経なければならない。

## 第8章 情報公開及び個人情報の保護

( 情報公開 )

第42条 本クラブは、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

( 個人情報の保護 )

第43条 本クラブは、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

## 第9章 事務局

( 事務局 )

第44条 本クラブに、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 名誉会長・顧問等及び委員会

( 名誉会長・顧問及び参与 )

第45条 本クラブに、名誉会長1名、顧問6名以内及び参与4名以内を置くことができる。

2 名誉会長・顧問及び参与は、次の職務を行う。

- (1) 理事長の相談に応じること
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 名誉会長・顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。



- 4 名誉会長・顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

( 専門委員会 )

第46条 本クラブの事業の円滑な運営を図るため、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会には、委員長及び所要の職員を置く。
- 3 専門委員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定る。

## 第11章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

( 解 散 )

第48条 本クラブは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

( 公益認定の取消し等に伴う贈与 )

第49条 本クラブが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

( 残余財産の帰属 )

第50条 本クラブが清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第12章 公告の方法

( 公告の方法 )

第51条 本クラブの公告は、官報に掲載する方法により行う。

- 2 貸借対照表については、法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

## 第13章 補 則

(規程の制定)

第52条 この定款に定めるもののほか、本クラブの運営に必要な規程は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。
- 2 本クラブの最初の代表理事は、吉田 正とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

当クラブの定款に相違ありません